平成２８年（フ）第１９４号
兵庫県姫路市豊富町豊富838番地１　市営津熊住宅２棟101号
債務者　藤田　初子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０２号
兵庫県姫路市下手野６丁目８番19号
債務者　高野　朋美（旧姓礒野）
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５５号
長崎県長崎市竿浦町754番地１　長崎ケアハートガーデン南長崎223号室、旧住所長崎県長崎市深堀町４丁目８番地
債務者　森　ヨシノ
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
長崎県長崎市田上２丁目８番16―302号
債務者　鬼木茉祐子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号
北海道苫小牧市豊川町４丁目10番２号　ＴＭハイツ１　204号
債務者　西田　絵理（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２４号
秋田県能代市字寿域長根65番地58
債務者　伊藤富美子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１８号
秋田県にかほ市金浦字下谷地72番地５　ルミエールこのうらⅡＡ号室
債務者　梶原　政子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第２９号
福島県いわき市平字堂根町２番地12　堂根ビル304、住民票上の住所茨城県牛久市田宮３丁目10番地15（アイ・ヴィザージュ208号）
債務者　石阪　聖子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第７８号
茨城県守谷市松前台１丁目27番地５　メゾンパークサイドＢ202
債務者　成田　　弘
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
茨城県行方市玉造甲481番地３（ウィルＢ号室）
債務者　佐藤　初江
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第６７号
茨城県常総市山口581番地１　稲葉アパート１号棟、前住所茨城県結城市大字東茂呂348番地１
債務者　沼尻　恵美
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３６１号
千葉県市川市富浜３丁目６番８号　（アゼリアNo.５―523号）
債務者　宮嶋　映子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４３９号
千葉県船橋市海神４丁目29番16号　ロフティウッドNo.１―101号
債務者　清水加奈江
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４５２号
千葉県市原市君塚５丁目２番地８　シティーハイツ根本Ｂ102
債務者　石田　眞澄
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４７５号
千葉県船橋市市場１丁目１番１号コスモ船橋202号
債務者　橋詰　昌徳
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５８号
新潟市秋葉区山谷町１丁目12番３号
債務者　山口　　薫
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
新潟地方裁判所民事部